

令和5年 第6回

福岡市城南区選挙管理委員会
令和5年4月6日(木)
午後6時00分から

1 議 題

- (1)福岡県議会議員一般選挙における開票立会人の決定につ (議案第30号)
いて
- (2)福岡市議会議員一般選挙における開票立会人の決定につ (議案第31号)
いて
- (3)福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙に (議案第32号)
おける投票管理者の変更について
- (4)福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙に (議案第33号)
おける投票立会人の変更について

2 その他

(1) 次回以降の委員会日程について

令和5年4月9日(日)	午前10時00分から
	※午後8時30分に開票所参集
令和5年4月20日(木)	午前10時00分から

本文中の略語表記について
法…公職選挙法
令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第30号

福岡県議会議員一般選挙における開票立会人の決定について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙につき、城南区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあつた者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和5年4月6日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

福岡県議会議員一般選挙における開票立会人
別紙のとおり

(根拠)

・ 議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票立会人）

第62条

- 2 届出のあつた者が、10人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会があくじで定めた者10人をもつて開票立会人としなければならない。
- 4 届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが3人以上あるときは、第2項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会があくじで定めた者2人以外の者は、開票立会人となることができない。

議題（2）
議案第31号

福岡市議会議員一般選挙における開票立会人の決定について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙につき、城南区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和5年4月6日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

福岡市議会議員一般選挙における開票立会人
別紙のとおり

（根拠）

・ 議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票立会人）

第62条

2 ※ 議案第30号参照

4 ※ 議案第30号参照

議題(3)
議案第32号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票管理者の変更について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における城南区の投票区の投票管理者を次のように変更する。

令和5年4月6日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

変更する投票管理者
別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

○公職選挙法(抜粋)

(投票管理者)

第37条

- 2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

○公職選挙法施行令(抜粋)

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第25条 市町村の選挙管理委員会は、法第37条第2項又は前条第1項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び指名並びにこれらの者が職務行うべき時間)を告示しなければならない。

議題 (4)
議案第33号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票立会人の変更について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における城南区の投票区の投票立会人を次のように変更する。

令和5年4月6日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

変更する投票立会人
別紙のとおり

(根拠)
・議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

○公職選挙法(抜粋)
(投票立会人)

第38条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに、本人に通知しなければならない